

名古屋市地球温暖化対策指針（令和 6 年名古屋市告示第191号）

第 1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第98条第2項の規定に基づき、地球温暖化対策事業者（以下「事業者」という。）が、地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）及び地球温暖化対策実施状況書（以下「実施状況書」という。）を作成及び公表するための方法等に関する事項について定めることを目的とする。

第 2 対象となる工場等の単位等

対象となる工場又は事業場（以下「工場等」という。）の単位等は、次に掲げるとおりとする。

- 1 同一の敷地又は建築物において事業活動を行う工場・事業場を、一つの工場等としてとらえる。
- 2 複数の賃借事業者が入居している建築物については、当該建築物全体で一つの工場等としてとらえ、賃貸事業者（建築物の所有者）が計画書を作成し、届け出るものとする。
- 3 複数の賃借事業者が入居している建築物において、賃借事業者の中に単独で市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号。以下「規則」という。）で定める規模を上回る事業者がある場合には、当該賃借事業者は、自己の管理権限の及ぶ範囲内について計画書を作成し、届け出るものとする。この場合、賃貸事業者は、当該賃借事業者が作成した以外の部分について計画書を作成し、届け出るものとする。
- 4 輸送事業者が本市の区域内に所有する工場等については、当該工場等において管理している輸送に係る事業の量（旅客輸送事業の場合は乗降客数、貨物輸送事業の場合は取扱い貨物量を指標とする。）のうち本市の区域内における事業の量が2分の1以上を占める場合に限り対象とする。なお、本市の区域内における事業の量の割合が把握できない場合は、この規定に

かかわらず対象となるものとする。

第3 地球温暖化対策計画書の作成及び届出

事業者は、条例第98条第1項の規定に基づき、対象となった工場等ごとに地球温暖化対策計画書（指針第1号様式）を作成し、下記の事項について記載することとする。また、作成した計画書は、計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書（規則第34号様式）によって届け出るものとする。

1 計画書の記載事項

- (1) 事業者の概要
- (2) 計画書の内容の公表方法等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

2 添付書類

- (1) 基準年度におけるエネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の算定結果を添付するものとする。
- (2) 温室効果ガスの排出量の算定に当たり、独自の排出係数を用いた事業者は、その根拠資料を添付するものとする。

第4 計画書作成に当たって実施すべき事項

1 地球温暖化対策の推進に関する方針

事業者は、地球温暖化対策を推進するに当たり、省エネルギー機器の導入や、従業員に対する環境教育の推進など、対象となる工場等に即した地球温暖化対策を推進していくための基本的な方針を定めるものとする。

2 地球温暖化対策の推進体制

事業者は、地球温暖化対策を推進するため、推進責任者を定め、部署ごとに推進員を設置するなど、推進体制を整備するものとする。

3 エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定

(1) 算定の対象となる活動範囲

別表 1 に掲げる活動のうち、対象となった工場等に関する部分について算定するものとする。

なお、その他の具体的な活動の範囲の考え方は次のとおりとする。

ア 輸送用機械における燃料及び電気の使用の取扱い

輸送用機械の種類別に、次に掲げる燃料及び電気の量を算定の対象とする。

(7) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であって、当該工場等で運行の管理を行う自動車において使用した燃料及び電気の量とする。

(イ) 鉄道車両

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両であって、当該工場等で運行の管理を行う車両において使用した燃料及び電気の量とする。ただし、この規定による算定が困難な場合は、当該鉄道事業者が運行の管理を行う車両全体において使用した燃料及び電気の量とする。

(ウ) 船舶

内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送事業又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶であって、当該工場等で運航の管理を行う船舶において使用した燃料の量とする。

(エ) 航空機

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機であって、当該工場等で運航の管理を行う航空機において使用した燃料の量とする。

イ テナント等事業者における活動の取扱い

複数の賃借事業者が入居している建築物について、賃貸事業者（建築物の所有者）が計画書を作成する場合には、個々の賃借事業者が単

独で契約をしている燃料、熱及び電気の使用量並びに賃借事業者が運行又は運航の管理を行っている輸送用機械の使用に伴う燃料及び電気の使用量については、算定の対象に含まないものとする。

ウ 住居の用に供する活動の取扱い

同一の敷地内又は建物内に住居の用に供する部分を有している場合、当該部分における活動は、算定の対象に含まないものとする。

(2) 算定方法

ア 原油換算エネルギー使用量

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及び同施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）に基づき算定するものとする。

イ 二酸化炭素換算温室効果ガス排出量

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。ただし、算定に用いる二酸化炭素排出係数は名古屋市が別途定めるものとし、また、計画期間内においては基準年度の排出量の算定に使用した排出係数を継続して使用するものとする。

(3) エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの取扱い

上記で算定した温室効果ガスの排出量のうち、エネルギー起源の二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素換算で3,000トン以上の場合に限り、計画書及び実施状況書において温室効果ガス総排出量の算定に含めるものとする。

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定

(1) 計画期間

規則第83条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則3年間を計画期間とする。

(2) 基準年度及び目標年度

事業者は、基準年度を計画期間の初年度の前年度、目標年度を計画期間の最終年度とする。

(3) 排出の抑制に係る目標の単位

抑制に係る目標は、温室効果ガスの総排出量又は原単位当たりの排出量（事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量、その他指標に係る単位量当たりの温室効果ガスの排出量をいう。）について設定するものとする。

(4) 目標設定の考え方

事業者は、当該工場等の排出活動区分ごとの燃料等の使用状況や省エネルギー機器の導入状況とその将来的な見込み、当該工場等を取り巻く社会的な状況などを総合的に判断し、目標年度の排出量について、基準年度と比較して数量的かつ達成可能な目標を設定するものとする。

また、可能な場合には、計画期間の上記の目標とは別に、長期的目標を設定するものとする。

第5 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

1 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するために、温室効果ガス排出の状況、取組の現状を踏まえ、効果的かつ実現可能な取組を検討し、その実施に努めるものとする。

2 非化石エネルギーへの転換に関する措置

事業者は、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があることから、非化石エネルギーへの転換に関する目標を定め、その目標達成に向けた取組の実施に努めるものとする。

3 その他の地球温暖化対策

事業者は、他の事業者や市民等の温室効果ガスの排出の抑制等への寄与及びその他地球温暖化対策の推進への貢献を図るため、効果的かつ実現可能な取組を検討し、その実施に努めるものとする。

4 テナントビルにおけるエネルギー管理等

複数の賃借事業者が入居する建築物において、賃貸事業者と賃借事業者は、共同して省エネルギーを始めとする温室効果ガスの排出の抑制等を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者において温室効果ガスの排出

の抑制等の状況が確認できるようにエネルギー使用量等の把握を行い、賃借事業者への情報提供に努めるものとする。

5 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

本市では、積極的に環境の保全に関する活動の意欲を高めるため、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、毎月8日を「環境保全の日」としている。事業者は、毎月8日の「環境保全の日」等特定の日に、特に推進すべき取組の内容を定め、実施に努めるものとする。

第6 地球温暖化対策の実施状況の確認

事業者は、計画期間中、定期的に取り組の実施状況等について確認を行い、当該計画書に定めた温室効果ガスの排出の抑制等に係る目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、取組の内容の見直しを行うものとする。

第7 実施状況書の作成

事業者は、条例第100条第2項の規定に基づき、毎年度、前年度分について、地球温暖化対策実施状況書（指針第2号様式）を作成するものとする。また、作成した実施状況書については、毎年度7月末日までに、地球温暖化対策実施状況報告書（規則第35号様式）によって報告するものとする。

1 実施状況書の記載事項

- (1) 事業者の概要
- (2) 実施状況書の内容の公表方法等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況

2 温室効果ガスの「みなし排出量」

次に掲げる環境価値の購入等の措置の実施について、温室効果ガスの量に換算した量を温室効果ガスの削減量とみなし、温室効果ガス総排出量に対し、「みなしの削減量」を調整したものを「温室効果ガスみなし総排出量」とすることができるものとする。同様に、原単位当たりの排出量につ

いて調整したものを「原単位当たりのみなし排出量」とすることができるものとする。

(1) クレジットの購入

他のものが自主的に行った地球温暖化対策により削減され、又は吸収された二酸化炭素の量のうち、J - クレジット制度及び前述の制度と同等の信頼性を有する制度と認める制度により認証されたクレジットの購入量を削減量とみなすことができる。

(2) グリーン電力証書等の購入

一般財団法人日本品質保証機構の認証を受けたグリーン電力証書又はグリーン熱証書について、当該工場等における使用量として購入した電力量又は熱量を、次に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算した量を削減量とみなすことができる。

ア グリーン電力証書

購入量 1 キロワット時に、当該工場等で使用する小売電気事業者の二酸化炭素排出係数を乗じる。

イ グリーン熱証書

購入量 1 ギガジュールに、0.0654を乗じる。

(3) 非化石エネルギー等の利用によるもの

当該工場等にて非化石エネルギー等を利用した場合、次に掲げる方法により二酸化炭素の量に換算した量を、削減量とみなすことができるものとする。

ア 非化石エネルギーの使用

使用量に、それぞれの二酸化炭素排出係数を乗じる。

イ 未利用エネルギー等を利用した電気の他者への供給

供給量 1 キロワット時に、当該工場等で使用する小売電気事業者の二酸化炭素排出係数を乗じる。

ウ 未利用エネルギー等を利用した熱の他者への供給

産業用に供給した蒸気の場合、供給量 1 ギガジュールに、0.0654を乗じる。産業用以外に供給した蒸気、温水及び冷水の場合、供給量 1 ギガジュールに、0.057を乗じる。

3 電気の需要の最適化に資する措置

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力の需給ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、事業者は、電力の需給状況に応じたデマンド・リスポンス（DR）の実績報告に努めること。

4 添付書類

- (1) 前年度におけるエネルギー使用量（原油換算）及び温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の算定結果を添付するものとする。
- (2) 温室効果ガスの排出量の算定に当たり、独自の排出係数を用いた場合は、その根拠資料を添付するものとする。
- (3) クレジット等の環境価値の購入について記載した場合は、その根拠資料を添付するものとする。

第8 計画書の変更等

1 計画書の変更

事業者は、計画書に記載した内容のうち、次に掲げる事項を変更した場合、地球温暖化対策計画書変更報告書（指針第3号様式）により、その内容を市長に報告するものとする。

- (1) 工場等の名称に変更があったとき。
- (2) 抑制目標に変更があったとき。
- (3) その他計画書に記載した事項について大幅な変更があったとき。

2 工場等の廃止

事業者は、計画書の対象である工場等を廃止したときは、地球温暖化対策計画書廃止報告書（指針第4号様式）により、その旨を市長に報告するものとする。

3 工場等の承継

事業者から計画書の対象である工場等を譲り受けたもの又は計画書の対象である工場等について相続、合併若しくは分割により当該工場等を承継したものは、地球温暖化対策計画書承継報告書（指針第5号様式）により、その旨を市長に報告するものとする。

第9 公表

1 事業者による公表

事業者は、条例第100条第1項及び第2項の規定に基づき、計画書及び実施状況書について、次に掲げる事項を公表するものとする。計画書については提出した日から計画期間の終了日まで、実施状況書については提出した日から90日間、各事業者の実態に応じて、インターネットの利用、工場等における冊子の備え置き、掲示その他市民が容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法により公表を行うものとする。ただし、添付書類については、公表の内容に含まないものとする。

- (1) 事業者の概要
- (2) 計画書又は実施状況書の内容の公表方法等
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制
- (4) 温室効果ガスの排出の状況
- (5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標（の達成状況）
- (6) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置（の実施の状況）

2 市長による公表

市長は、条例第100条第3項の規定に基づき、計画書及び報告書の内容について公表するものとし、公表する事項及び公表の方法等は別に定める。

3 非公表の取扱い

1及び2にかかわらず、条例第100条の規定による公表について、事業者は、経営に重大な影響を与える等の正当な理由があるときは、当該理由に係る事項を非公表とするよう市長に求めることができる。

この場合において、市長が非公表とすることに正当な理由があると認めるときは、当該事項を非公表とすることができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針（以下「新指針」という。）は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 名古屋市地球温暖化対策指針（平成24年名古屋市告示第184号）は、令和6年3月31日限り廃止にする。ただし、新指針は、令和6年以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用し、令和5年度までの年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成した地球温暖化対策事業者については、なお従前の例による。

別表 1 算定の対象となる活動

(1) エネルギー起源二酸化炭素（原油換算エネルギー使用量）

燃料の使用
使用した電気の使用
使用した熱の使用

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素

石炭の生産
原油又は天然ガスの試掘・生産
原油の輸送
地熱発電施設における蒸気の生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラスの製造
炭酸塩の使用
ソーダ灰の製造
ソーダ灰の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
二酸化チタンの製造
エチレン等の製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉における炭素電極の使用
鉄鋼の製造における鉍物の使用
鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼（フレアリング）
潤滑油等の使用
非メタン揮発性有機化合物（NMVOC）を含む溶剤の焼却
ドライアイスの製造・使用
炭酸ガスの封入・使用
耕地における肥料の使用
廃棄物の焼却

(3) メタン

燃料の使用
コークスの製造
電気炉における電気の使用
石炭の採掘
木炭の製造
原油又は天然ガスの試掘・生産
原油の輸送・精製
天然ガスの輸送
都市ガスの製造・供給
地熱発電施設における蒸気の生産
エチレン等の製造
家畜の飼育
家畜の排せつ物の管理
稲作
農業廃棄物の焼却
廃棄物の埋立処分
堆肥の生産
工場廃水の処理
下水・し尿等の処理
廃棄物の焼却

(4) 一酸化二窒素

燃料の使用
木炭の製造
原油又は天然ガスの試掘・生産
アジピン酸等の製造
麻酔剤の使用
半導体素子等の製造
家畜の排せつ物の管理
耕地又は林地における肥料の使用
耕地における農作物の残さの肥料としての使用
農業廃棄物の焼却
堆肥の生産
工場廃水の処理
下水・し尿等の処理
廃棄物の焼却

(5) ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)

クロロジフルオロメタン (HCFC-22) の製造
HFCの製造
マグネシウム合金の鋳造
半導体素子等の製造におけるHFC又はPFCの使用
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入
業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入
家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収
プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用
噴霧器の製造におけるHFCの封入
噴霧器の使用
溶剤等の用途へのHFCの使用

(6) パーフルオロカーボン類 (PFC)

PFCの製造
半導体素子等の製造におけるPFC、HFC又はNF ₃ の使用
光電池の製造におけるPFCの使用
溶剤等の用途へのPFCの使用
鉄道事業又は軌道事業用整流器の廃棄

(7) 六ふっ化硫黄 (SF₆)

マグネシウム合金の鋳造
SF ₆ の製造
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検におけるSF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF ₆ の回収
半導体素子等の製造におけるSF ₆ の使用
粒子加速器の使用

(8) 三ふっ化窒素 (NF₃)

NF ₃ の製造
半導体素子等の製造におけるNF ₃ の使用